

平成 30年 5月 28日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

国際観光旅客税(出国税)の創設

この法律の目的は観光先進国実現のため、観光基盤の拡充や強化を図る必要があることから、外国人でも日本人でも日本から飛行機や船などで出国する場合に出国税を徴収されることになりました。

【納税義務者】

「国際観光旅客税」の納税義務者は、国際観光旅客等とされていますので、日本人でも外国人観光客でも日本から出国する際に納税義務者となり徴収されます。

【課税の対象となる場合】

国際観光旅客等(観光客の他、ビジネス、留学、就業、公務なども含む)が利用する飛行機や船舶などにより日本から出国する時に課税。

【税率】

税率は、日本からの出国一回につき、1,000円となります。

【納税の方法】

- ① 航空会社や船舶の運航会社などの国際旅客運送事業者が、乗客から運賃に上乗せして出国一回につき1,000円を徴収し、所轄税務署長に計算書を提出し、翌々月末までに国に納付します
- ② 外国の航空会社や船舶の運航会社の場合は、その空港や港を納税地として、国内の旅客運送事業者と同様に運賃に上乗せして特別徴収した金額を翌々月末までに納付し、その際にその空港や港の税関長に計算書を提出。
- ③ プライベートジェット機により自分自身で出国する場合は、航空機等に搭乗等する時までに自分で国に納付します。
- ④ 納付期限までに納付できなかった場合は、不納付加算税や延滞税などが別途課されます。

【主な非課税等となる場合】

- ① 我が国を經由して外国に行く旅客のうち入国後24時間以内に出国する乗継旅客(非課税)。
- ② 2歳未満の子(非課税)。
- ③ 政府首脳の外遊など公用機または公用船(政府専用機)により出国する者(不課税)。
- ④ 出国したものの悪天候等の理由により外国に寄港することなく戻ってきた場合は課税の対象とはなりません(不課税)。

【適用時期】

平成31年1月7日のから適用されます。(経過措置として1月7日の前日までに運行会社に搭乗券や乗船券の予約をして1月7日以降に出国した場合は課税しない。)